

平成 20 年 8 月 1 日発行

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 2

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

## 還付金を理由とした詐欺にご注意を！

北海道警察本部による「平成 19 年度中の相談受理状況」では、「振り込め詐欺」が一番多く、6 千件以上あり、前年度より減少しておりますが、その手口は巧妙になってきております。

最近では、税金や年金等の還付手続きのためと言って、ATM（銀行、コンビニ、スーパーなどの現金自動受払機）を操作させ、犯人の口座に振り込ませる「還付金詐欺」が多発しております。還付があるからと言われても、うのみにせず、関係機関に問い合わせをしてください。

### だまされないで！

市役所や税務署が還付手続きで ATM の操作をさせることはありません！

ATM での操作を求める電話は、「詐欺」と考え、警察署へ相談するか、110 番に通報してください。

### 手口の流れ（例）・・・

- 1 市町村や社会保険事務所、税務署などの職員を装って、『税金の還付があります』『医療費を払い戻します』等と電話を掛けてくる。
- 2 『すぐに手続きをしないと還付金の支払いができなくなる』ので、今すぐ銀行の通帳とカード、携帯電話を持って ATM のある場所に行くように誘導されます。
- 3 ATM の前で、指定された電話番号に電話すると、いろいろな操作を指示されて、『エラーが出て振り込めないので、確認のためそちらから、一旦 万円を振り込んでもらえば、還付金といっしょに入金します』と言葉巧みに説得し、お金を振り込ませます。

## 北海道警察 ほくとくん防犯メール の登録を！

稚内警察署では、犯罪発生情報や、地域の安全などに関する情報をパソコン、携帯電話にメールで配信するサービスを行っています。登録は無料です。

パソコン・携帯電話に下記アドレスを入力して直接アクセスします。

<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

## 相談事例(稚内市消費者センター)

「数年前、訪問販売で羽毛布団のクレジット契約をした。断わっているにもかかわらず、『この布団は虫がつかない』、『ベッドは無料』と長時間の勧誘があり契約した。『クーリング・オフはしないでほしい』と言われて今まで支払ってきたが、防虫効果もないので、解約して支払ったお金を返してほしい。」との相談について、交渉の結果合意解約となり、すでに支払ったお金は一部返還され、残額の支払いは不要となった。

「一人暮らしの高齢者宅に電話があり、親しげに『お元気そうですね。健康状態はどうですか?』などと聞かれた。『目が悪い』、『脳の病気をした』と答えると、『良くなるから』などと言われ、数日後に代金引換えで健康食品が一方的に送られてきた。どうしたらよいか。」との相談について、承諾がなく契約は成立していないため、事業者へ連絡して返送した。

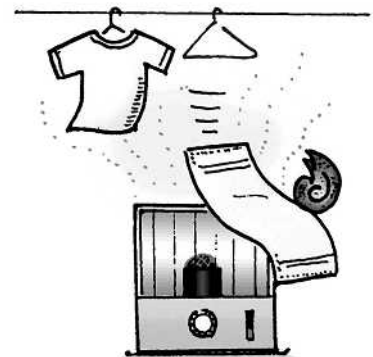
健康食品で効能効果をうたうことは原則禁止されています

### 防火査察 (ぼうかささつ)

稚内市では、地区の民生児童委員から報告のあった65歳以上の一人暮らし世帯(約800世帯)を対象に、7月に、「防火査察」を実施しました。

稚内市の介護高齢課職員、消防本部職員、在宅介護支援センター職員がチームとなって、居宅を訪問し火の周りのチェックや一人暮らしの不安などの相談を受ける事業です。

今年度は、高齢者の悪質商法被害を防止するため、稚内市消費者被害防止連絡会ニュース号外を作成し、一人暮らし世帯への防火査察の際、配布をお願いいたしました。なお、ニュースの裏面には、稚内市及び稚内市社会福祉協議会などの各種相談窓口のご案内をしています。



### 伝言版

稚内消費者協会では、協会理事による寸劇で悪質商法の被害を未然に防止する啓発活動を行っています。

希望の機関・団体は協会事務局(市役所市民生活課 電話23-6413)までお問い合わせ下さい。

### 編集後記 . . . . .

第1号は、1200枚以上、号外は、800枚発行し、構成団体や関係機関で、活用いただきました。ありがとうございます。

これからも、内容の充実に努めてまいりますので、ニュースの活用と情報の提供もお願いします。